

表 10・4 自立計画書の策定人数（平成 21 年 12 月）

市区社協	町村社協
2.2 人 [217]	0.3 人 [228]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [ ] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

#### (4) 住宅手当の申請受付の受託

住宅手当の申請の受付を受託している社協は 6% であった（図 10-1）。

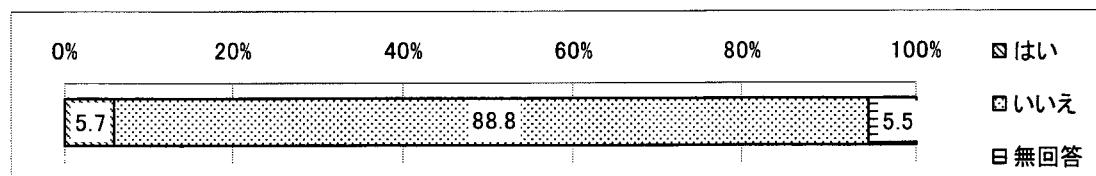


図 10・1 住宅手当の申請受付の受託 [N=527]

## 4 貸付の実施体制

#### (1) 貸付部署の職員体制

貸付を担当している職員数は、最も少ない社協が 1 人、最も多い社協が 17 人であった。1 社協あたりの貸付担当職員の総数の平均値は、市区社協が 3 人、町村社協が 2 人であった。正規・非正規の別については、正規職員が 0~15 人、非正規職員が 0~10 人であった。平均値は表 10-5 のとおりであり、正規職員中心の配置となっていた。

職員のうち資格保有者数を、正規職員・非正規職員（常勤）・非正規職員（非常勤）別に集計すると、表 10-6～表 10-8 のとおりであった。

ただし、本項目の回答率は全般的に低く、特に非正規職員数や有資格者の内訳の回答が少なかったため、実情が十分反映されていない可能性がある。

表 10・5 貸付を担当している職員数の平均値（総数）

	市区社協	町村社協
貸付担当職員総数	2.8 人 [237]	1.5 人 [262]
正規職員総数	2.5 人 [225]	1.5 人 [239]
非正規職員総数	0.8 人 [101]	0.5 人 [ 67]
うち、常勤	0.9 人 [ 71]	0.6 人 [ 58]
うち、非常勤	0.6 人 [ 43]	0.1 人 [ 35]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [ ] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 10・6 貸付を担当している職員数の平均値（正規職員）

	市区社協	町村社協
全体数	2.5人 [225]	1.5人 [239]
うち、社会福祉士	1.1人 [126]	0.7人 [90]
うち、精神保健福祉士	0.3人 [52]	0.2人 [43]
うち、介護福祉士	0.6人 [73]	0.7人 [63]
うち、介護支援専門員	1.0人 [100]	0.7人 [91]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [ ] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 10・7 貸付を担当している職員数の平均値（非正規職員・常勤）

	市区社協	町村社協
全体数	0.9人 [71]	0.6人 [58]
うち、社会福祉士	0.3人 [31]	0.1人 [26]
うち、精神保健福祉士	0.1人 [28]	0.0人 [23]
うち、介護福祉士	0.0人 [25]	0.1人 [23]
うち、介護支援専門員	0.2人 [30]	0.0人 [23]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [ ] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

表 10・8 貸付を担当している職員数の平均値（非正規職員・非常勤）

	市区社協	町村社協
全体数	0.6人 [43]	0.1人 [35]
うち、社会福祉士	0.2人 [25]	0.0人 [21]
うち、精神保健福祉士	0.0人 [23]	0.0人 [21]
うち、介護福祉士	0.0人 [22]	0.0人 [21]
うち、介護支援専門員	0.0人 [22]	0.0人 [21]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [ ] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

## （2）貸付担当職員の兼務の状況

貸付担当職員の専務・兼務別人数をみると、専務している職員数は0～3人、兼務している職員数は0～17人であった。平均値をみると、市区社協と町村社協のいずれも、貸付担当のみを担当している職員はほぼ0に近く、兼務が中心であることがわかった（表10-9）。

兼務している業務の内容は、「共同募金」55%、「企画・財政（経理）」51%、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」47%、「広報」47%、「地域住民の組織化活動」41%などであった（図10-2）。「住民参加型サービスの運営」「当事者の組織化活動」「地域住民の組織化活動」など社会資源の創出や運営に関わる業務との兼務は相対的に少なかった。

表 10・9 貸付担当職員の専務・兼務別人数の平均値

	市区社協	町村社協
専務している職員数	0.2 人 [163]	0.0 人 [143]
兼務している職員数	2.7 人 [141]	1.5 人 [273]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※〔 〕内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

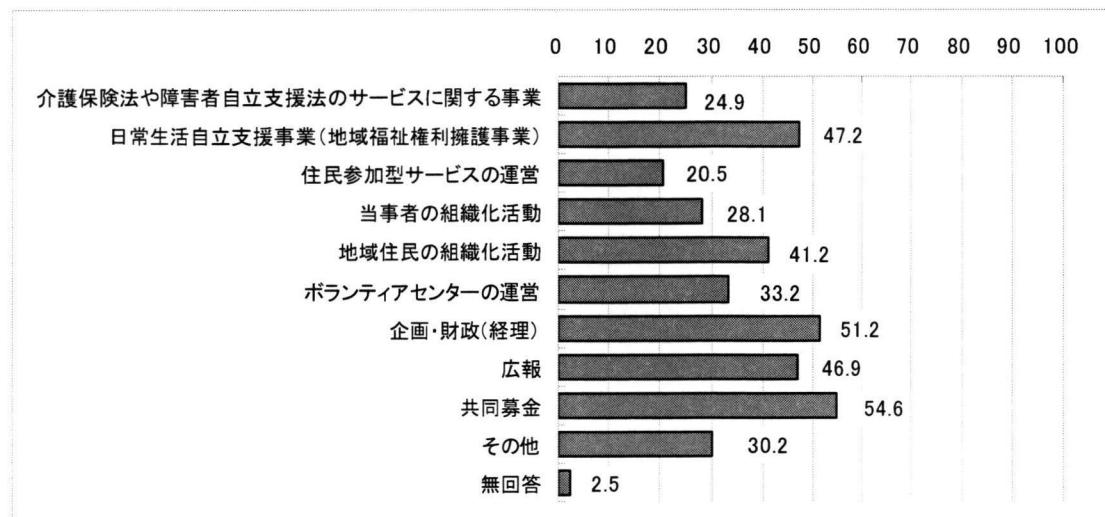


図 10・2 貸付担当職員が兼務している業務 [N=527、複数回答]

### (3) 貸付部署の担当職員の増員

平成 21 年度中から調査時点までに貸付部署の担当職員の増員があった、または調査時点まで平成 22 年度末までに具体的な増員の予定がある、と回答した社協は 12% であった（図 10-3）。

増員（予定を含む）があると回答した社協の、増員の人数は、最も多いところで 7 名という回答があったが、平均すると約 1 名であった（表 10-10）。

増員の方法は、「新規に雇用」が 56%、「他部門からの配置替え」が 20% であった（図 10-4）。「その他」の回答には、「兼務」「短期雇用」などがあった。

増員の理由は、「貸付の相談・申込・契約に関する業務を、より円滑に行うため」が 74% と最も多く、「貸付を行ったものに対する自立支援の体制を、強化するため」は 10% であった（図 10-5）。

一方、増員（予定を含む）がないと回答した社協の理由は、「従来の貸付担当職員数でも、充分に対応できるため」が 49%、「増員を希望しているが、増員にみあう事務費の確保ができないため」が 33% であった（図 10-6）。

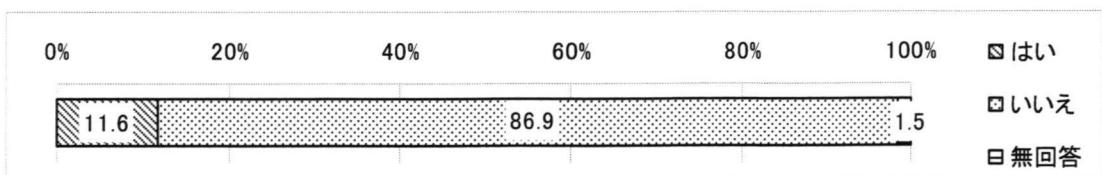


図 10-3 貸付部署の担当職員の増員（予定を含む）の有無 [N=527]

表 10-10 増員（予定を含む）の人数

市区社協	町村社協
1.3人 [53]	1.1人 [7]

※平均値は無回答や不明を除外して算出している

※ [ ] 内は平均値の算出に利用した回答数をあらわす

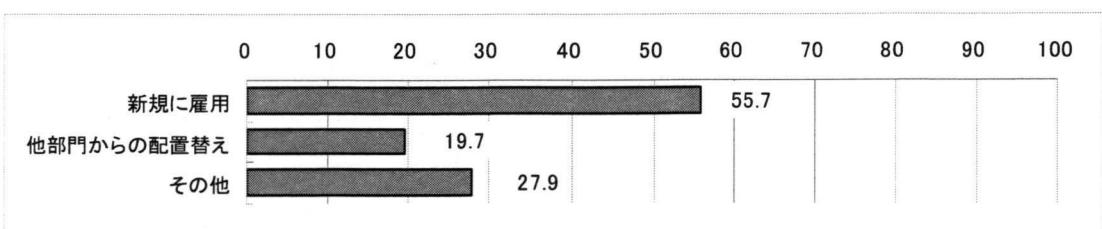


図 10-4 増員（予定を含む）の方法 [N=61、複数回答]

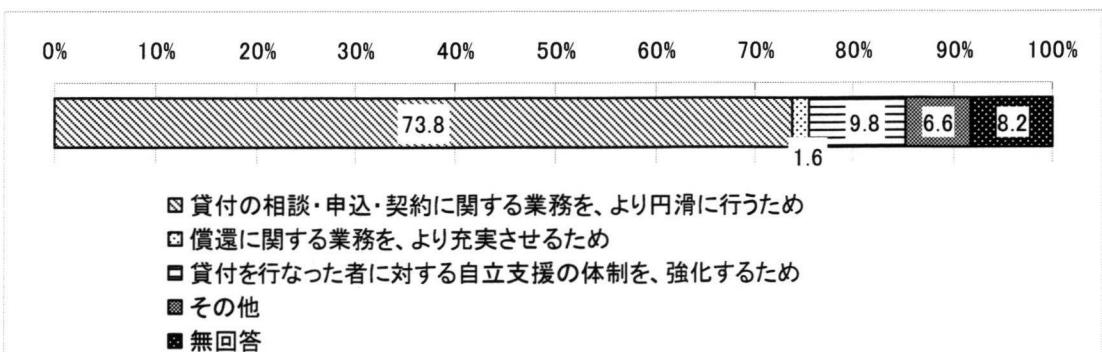


図 10-5 増員（予定を含む）の理由 [N=61]

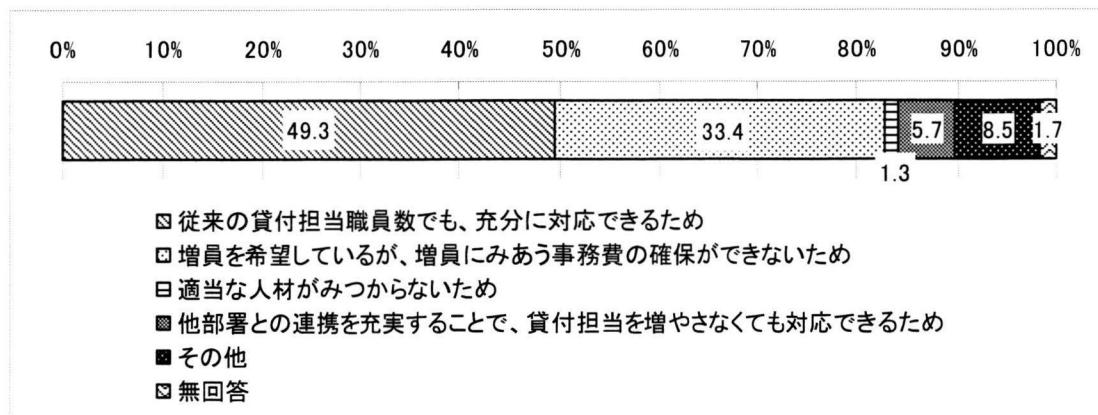


図 10・6 増員（予定を含む）がない理由 [N=458]

## 5 考察とまとめ

制度改正前の貸付実績と制度改正後の貸付実績を比較すると、社協によってその実績には違いがある。総合支援資金貸付決定の実績が全くない社協が約300社協ある一方で、市・区部の社協を中心に大きく実績が増加している社協もあり、多いところでは制度改正後のわずか1ヶ月間の実績が改正前の1年間の実績に相当するほどに、相談件数や貸付決定件数が増加していることが明らかになった。多いところでは、相談件数の合計が1ヶ月間で1,000件を超えていたり、貸付決定件数が100件を超えていたりしており、貸付業務の負荷が急激に重くなっていることがうかがわれる。

新制度では、貸付要件の緩和として保証人なしでも貸付が可能になったが、実際に貸付決定件数中保証人なしの件数の割合は非常に高くなっている。このことから、要件の緩和が貸付実績の大幅な増加を招いた一つの要因になっていると推察される。

一方、貸付担当部署の職員体制は兼務が中心であり、貸付専務の職員を配置している社協は少数である。兼務職員の兼務業務の内容は、経理・事務や広報・共同募金などが多く、貸付制度で重視されている相談援助・支援機能と関係の深い地域福祉関連の業務との兼務は相対的に少ない。また、制度改正後の貸付担当職員の増員はほとんど見られない。増員がない社協のうち半数は、増員なしでも充分に対応できると回答しているが、増員を希望していても事務費の確保ができないために断念している社協も3割存在している。増員した社協においても、その理由は貸付の相談・申込・契約に関する業務の円滑化であり、貸付を行ったものに対する自立支援の体制の強化を目的とした人員配置をしているところは少数である。つまり、ほとんどの社協は、充分な職員体制を備えないままに新しい貸付制度に対応している状況であり、とりわけ、新制度が本来重視している「相談援助・支援機能」の強化については、対応が遅れていることが明らかとなった。

なお、本調査では新制度開始後3ヶ月目の実績や体制を把握しているが、町村部を中心に実績が0に近い社協が多数みられたことなどから、社協によってはまだ制度の運用が本格的に始まっていないところがあるように見受けられる。制度の本格的運用が始まれば、状況は大きく異なってくる可能性がある。

## 第11章 単純集計結果Ⅲ 総合支援資金貸付に伴う相談支援

阪東 美智子

### (要約)

生活福祉資金貸し付けの制度の運用においては、通知によって、総合支援体制の確立と相談支援の充実が強調されており、関係機関や関係施策との連携が重要である。本章では、アンケート調査に基づき、総合支援資金の貸付に伴う相談支援の現状と課題を報告する。

貸付部門における相談支援については、償還見込みの確認や自立計画作成に係る説明の実施、資金交付後の借受人との連絡などの実施率は高かったが、金銭管理能力のアセスメントや自立計画の組織的検討、就労や社会的つながりを回復する支援などの具体的な働きかけの実施率は低かった。

関係機関との連携・役割分担については社協内部や福祉事務所との連携に比べてハローワークとの連携が不十分であった。また、その他の連携している社会資源として従来から生活福祉資金貸付制度とかかわりの深い民生・児童委員のほか、主な対象者が高齢者・障害者であったことから医療や保健・福祉サービスに係る連携が図られているが、今後は法律事務所・弁護士会や地域のボランティア団体やNPO、町内会・自治会などインフォーマルセクターとの連携が重要とされていた。これは多重債務の相談などへの対応の必要性など、支援対象や支援内容の幅が広がっていることを反映していると思われる。

貸付制度における支援の課題には、「自立のための相談援助に関する専門的知識や技術が担当者には足りない」「迅速な貸付が優先され時間をかけた相談関係の構築が難しい」「『相談と一体的な貸付の実施』という認識が関係機関に共有されていない」などが指摘された。

### 1 はじめに

生活福祉資金貸付の制度の運用においては、通知によって「4つの資金種別に整理統合されたことにより、従来にも増して、より資金ニーズに応じた関係機関との連携が重要となる。特に、総合支援資金については、自治体が実施する住宅手当及びホームレス対策並びに公共職業安定所が実施する各種雇用施策等との連携がことさら重要となる。」(平成21年7月28日 厚生労働省発社援0728第9号)ことが示され、総合支援体制の確立と相談支援の充実が強調されている。また、生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度の運営については、「生活福祉資金(総合支援資金)運営要領」が定められ、それに沿った運営が求められている(平成21年7月28日 厚生労働省発社援0728第12号)。要領には、相談員の業務の一つとして「借入申込者に対する相談支援」が明記されており、「市町村社協は、貸付期間中、必要に応じて借受人と面接を行い、借受人が(中略)作成した自立に向けた計画への取組みの状況及び生活状況等を把握し、(中略)策定した支援内容に基づき、必要な相談支援を継続的に行うものとする。」など、相談支援のあり方が示されている。

そこで本章では、総合支援資金の貸付に伴う相談支援の状況に焦点をあてて、アンケート調査の結果を整理する。調査方法・調査期間・調査対象・配布及び回収数などの調査の詳細については、第8章を参照されたい。

## 2 総合支援資金の貸付にともなう相談支援のプロセス

### (1) 総合支援資金貸付の利用相談および申込の受付時の対応

利用相談や申込受付の段階で、貸付の要否を判断する以外に、生活課題を広く捉えるためのアセスメントをしているのは5割であった(図11-1)。このうち担当部署にアセスメントシートを置いていたのは3分の1強であり、アセスメントシートを作成・設置していない社協のほうが多い数を占めた(図11-2)。

金銭管理能力のアセスメントに関する項目を設けているのは17%と少數であったが(図11-3)、償還の見込みについて今後の収入の手段や目処などを具体的に確認しているかどうかについては、4分の3の社協が「あり」と回答した(図11-4)。また、申請の有無や承認・却下に係らず、相談者が当面の生活の目処をたてられるよう、他の社会資源につながるのを支援しているかどうかについても、4分の3の社協が「あり」と回答した(図11-5)。

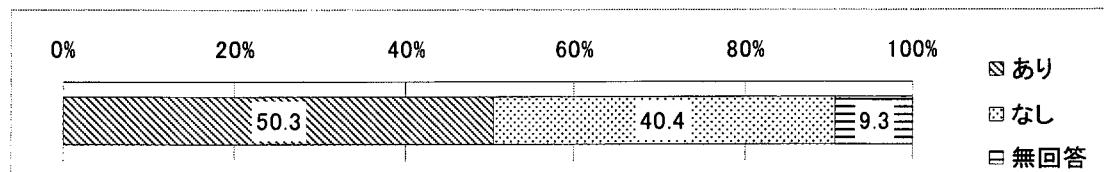


図 11-1 生活課題を捉えるためのアセスメントの実施 [N=527]

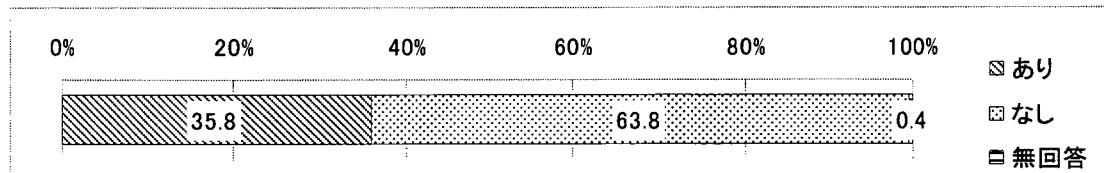


図 11-2 アセスメントシートの設置 [N=265]

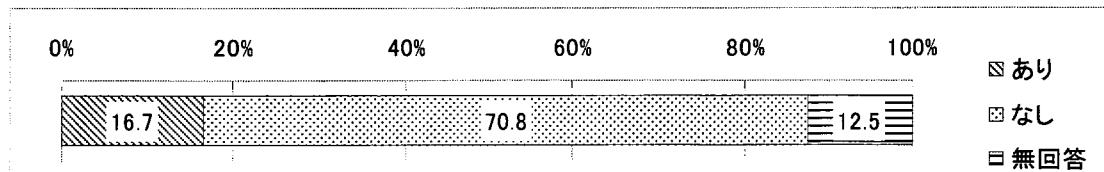


図 11-3 金銭管理能力のアセスメントに関する項目 [N=527]

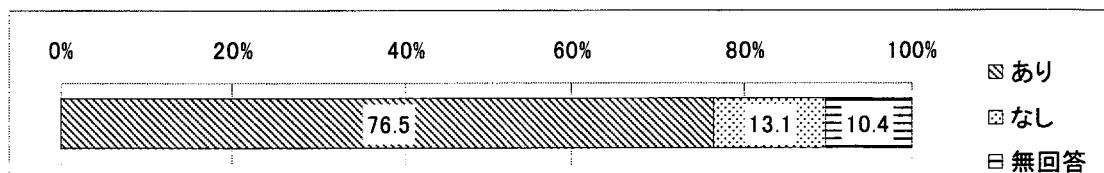


図 11-4 儻還の見込みについての確認 [N=527]

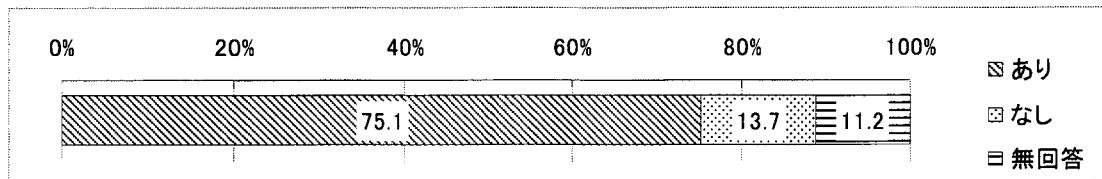


図 11-5 相談者への当面の生活への支援 [N=527]

#### (2) 総合支援資金の借受世帯の自立計画の策定

借入手続にともなう借受世帯の自立計画の策定段階に関する設問については、全般的に2割前後の無回答があった。これは、調査時点までに自立計画書を策定した経験がない社協が相当数いたことが要因だと思われる（第10章参照）。

借受世帯に対し自立計画を作成することや社協がそれにもとづいてかかわることを説明しているかについては、3分の2の社協が「あり」と回答した（図11-6）。しかし、実際の自立計画の策定支援では、借受人のもつている「よさ」や「強み」に着目した支援計画の検討を借受人とともに行っている社協は4割強であった（図11-7）。また、複雑な生活課題を抱えたケースや対応が困難なケースについて組織的に自立支援計画を検討しているのは4分の1で、約半数はそのような検討が行われていなかった（図11-8）。

自立計画の内容の評価・見直し時期を設定しているのは、全体の14%であった（図11-9）。

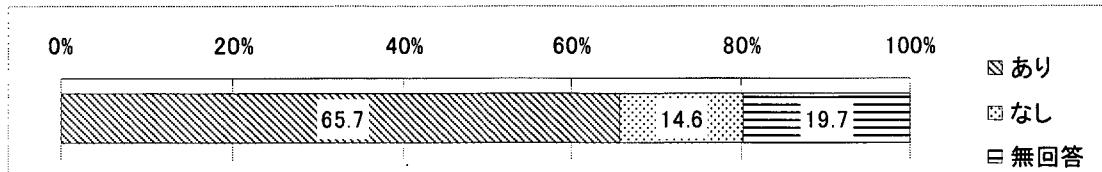


図 11-6 自立計画作成と社協の関与の説明 [N=527]

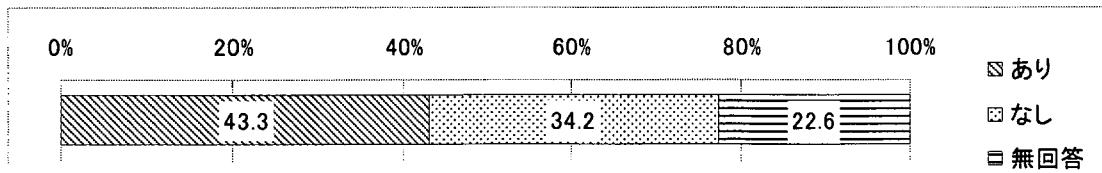


図 11-7 借受人に配慮した支援計画の検討・支援 [N=527]

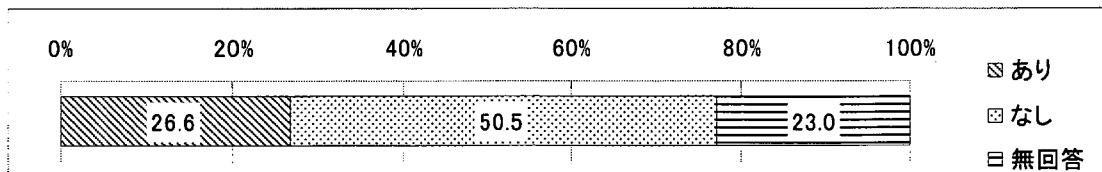


図 11-8 困難ケース等に対する自立計画の組織的検討 [N=527]

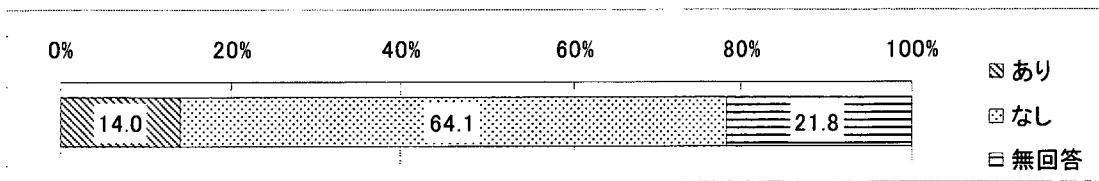


図 11・9 計画内容の評価・見直し時期の設定 [N=527]

### (3) 総合支援資金の借受世帯に対する見守りと相談援助の実施

資金交付後の借受世帯に対する具体的なはたらきかけの段階に関する設問についても、全般的に2割強の無回答があった。これもまた前項と同様に、調査時点までに総合支援資金の貸付決定実績がなかった社協が相当数いたことが要因だと思われる（第10章参照）。

資金交付後の借受人との連絡の有無については、民生委員の連絡も含めると、6割強が「あり」と回答しており、資金交付後の借受人とのつながりをもっている社協が大勢を占めた。一方で、社協の15%は資金交付後に借受人との連絡が取れていなかった（図11-10）。

さらに具体的なはたらきかけの状況をみると、就労に関するはたらきかけを行っていたのは33%（図11-11）、金銭管理能力に関するはたらきかけを行っていたのは29%（図11-12）、社会的なつながりの回復・維持や地域社会生活に関するはたらきかけを行っていたのは27%であり（図11-13）、いずれの項目も具体的なはたらきかけを行っていない社協の方が多数を占めた。

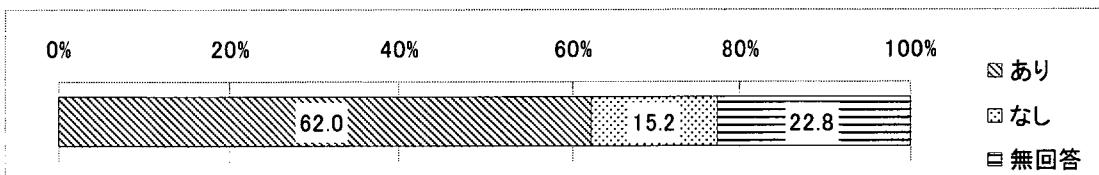


図 11・10 資金交付後の借受人との連絡 [N=527]

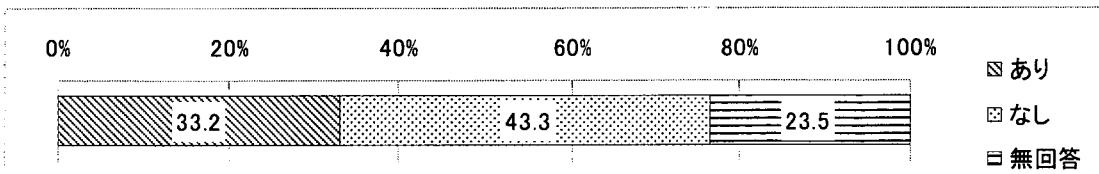


図 11・11 就労に向けた具体的なはたらきかけ [N=527]

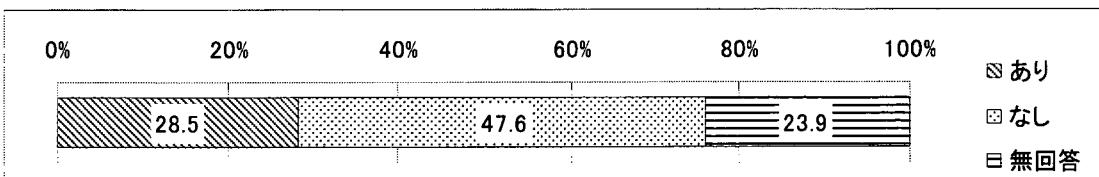


図 11・12 金銭管理能力の向上に向けた具体的なはたらきかけ [N=527]

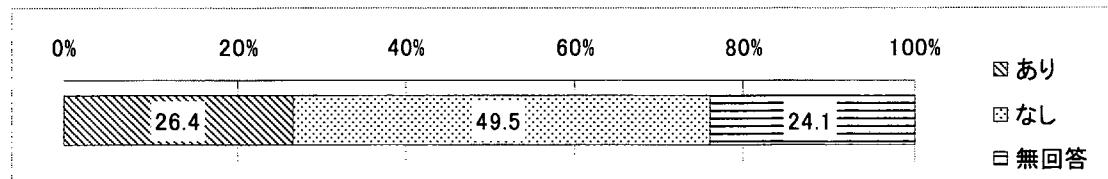


図 11-13 充実した地域社会生活を送るための具体的なはたらきかけ [N=527]

### 3 総合支援資金の貸付部門と社協内部の地域活動・相談部門との連携状況

#### (1) これまでの連携状況

低所得者層の支援に向け、これまでに貸付部門と地域支援を担当する部門（地域福祉部・課など）が組織内で連携することが「あった」と回答したのは 56%、「なかつた」が 35% であった（図 11-14）。ただし後述するように、貸付部門と地域支援を担当する部門が兼務である場合、連携状況を「あった」とみなすか「なかつた」とみなすかは回答者によってその判断が異なっていた。

連携が「あった」社協について、その連携の程度は「担当者が必要な時に情報交換や協議をする」が約 8 割と最多であり、次いで「担当者以外の両部門の職員も集まり、必要に応じて情報交換や協議をする場がある」が 1 割弱であった。「その他」は 12% あったが、「部門が分かれていらない」「一人が担当して兼務している」「一体的に取り組んでいる」などの回答が多数を占めた。これらを「兼務している」というカテゴリーでまとめると 9% であった（図 11-15）。

一方、これまで連携が「なかつた」社協について、その理由は、「両部門が連携する必要性を感じなかつたから」が 28% と最多であり、次いで「両部門の連携の必要性は感じていたが、現実には難しかつたから」が 17%、「両部門の連携については考えたことがなかつたから」が 16% であった。「その他」が 37% あったが、「部門が分かれていらない」「一人が担当して兼務している」「一体的に取り組んでいる」などの回答が多数を占めた。これらを「兼務している」というカテゴリーでまとめると 20% であった（図 11-16）。

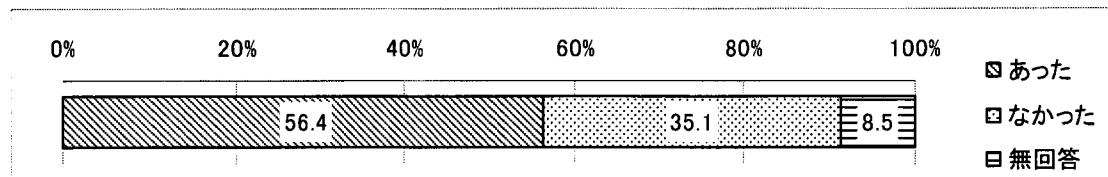


図 11-14 これまでの貸付部門と地域支援担当部門の連携 [N=527]

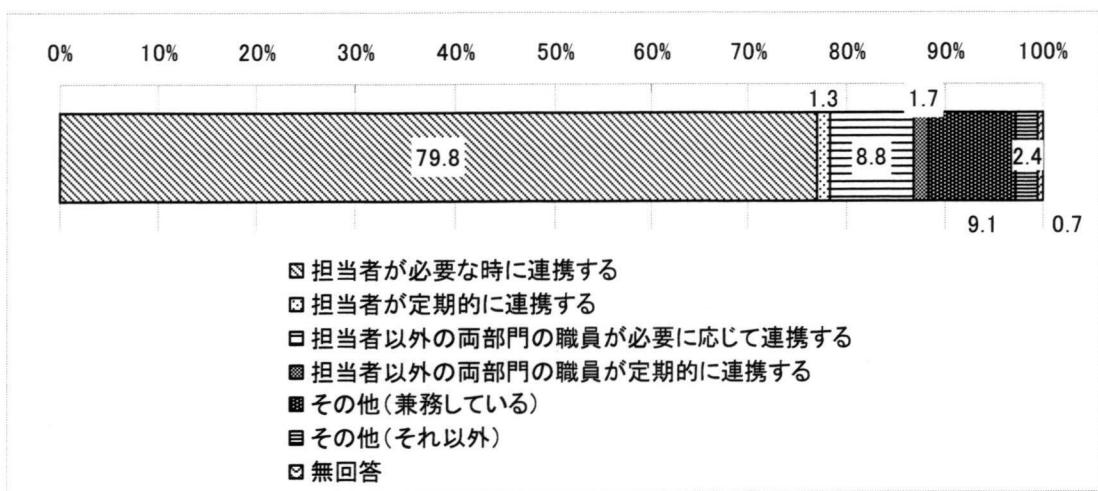


図 11-15 これまでの連携の程度 [N=297]

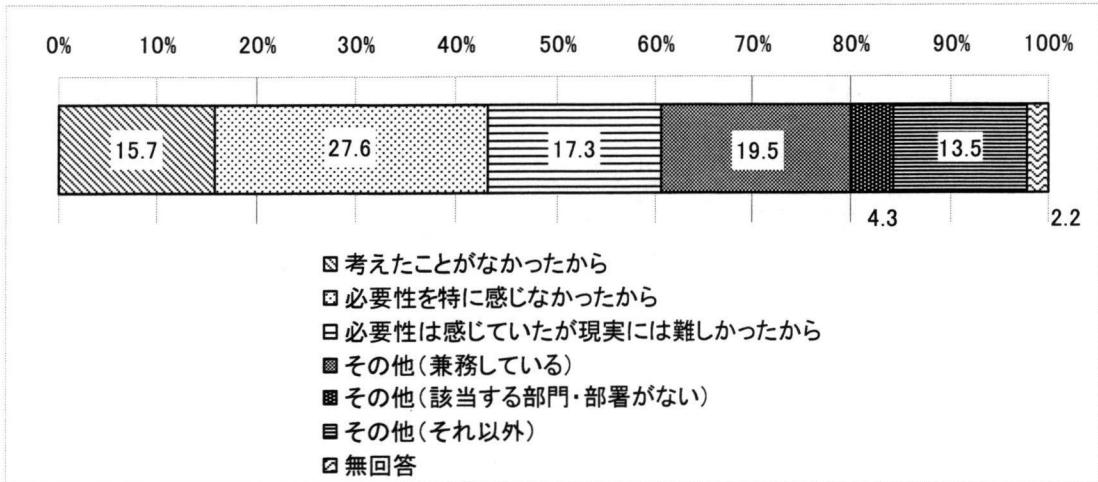


図 11-16 これまで連携がなかった理由 [N=185]

## (2) 今後の連携の必要性

低所得者層の支援に向け、今後、貸付部門と地域支援を担当する部門（地域福祉部・課など）が組織内で連携する必要が「ある」と回答したのは78%、「ない」が14%であった（図 11-17）。

「必要がある」と回答した社協について、求める連携の程度は、「担当者が必要な時に情報交換や協議をする」が62%と最多であり、次いで「担当者以外の両部門の職員も集まり、必要に応じて情報交換や協議をする場がある」が17%であった（図 11-18）。

一方、今後も連携の「必要はない」社協について、その理由は、「両部門が連携する必要性を感じないから」が30%と最多であり、次いで「両部門の連携は現実には実施が難しいと思うから」が17%であった（図 11-19）。

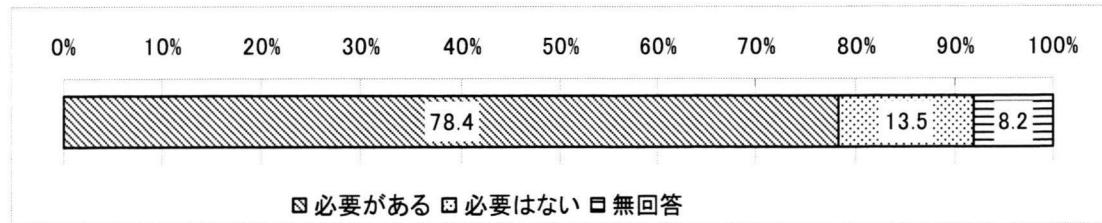


図 11・17 貸付部門と地域支援担当部門の連携の必要性 [N=527]

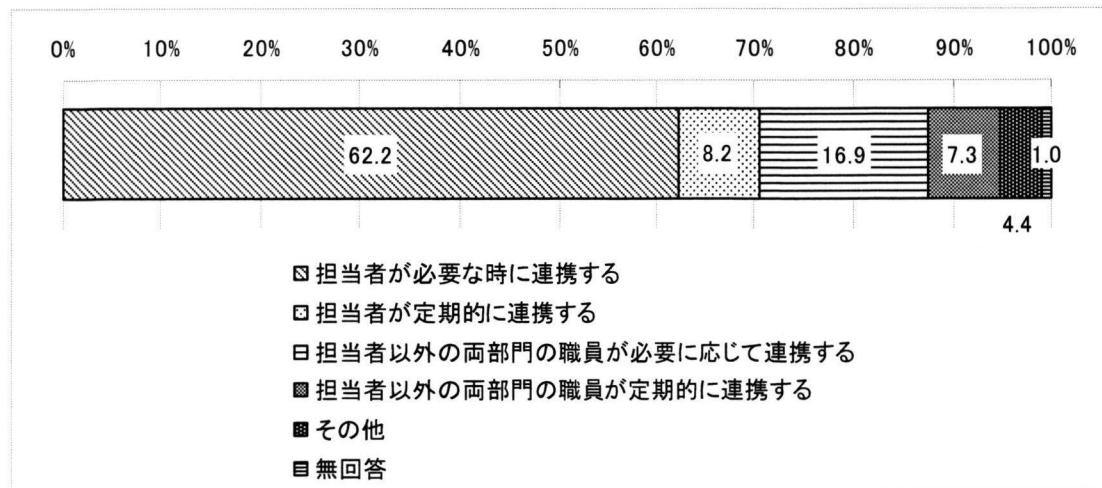


図 11・18 求める連携の程度 [N=413]

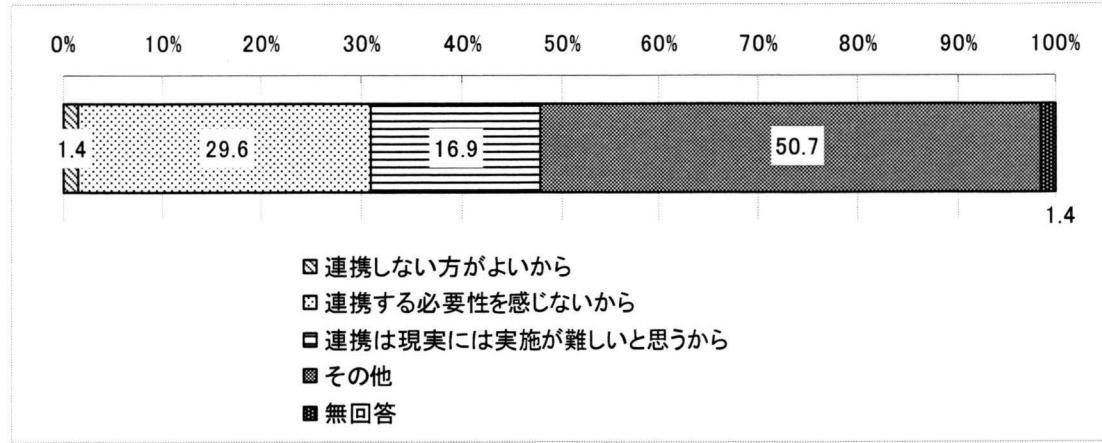


図 11・19 今後も連携が必要でない理由 [N=71]

### (3) これまでの連携の有無と今後の連携の必要性の有無の関係

これまでの連携の有無と今後の連携の必要性の有無との間には関連があり、これまでに連携が「あった」グループは今後の連携の必要性も「ある」と回答したが、逆にこれまでに連携が「なかった」グループは今後も連携の必要性が「ない」と回答した割合が高かつた（表 11-1）。

表 11-1 これまでの連携の有無と今後の連携の必要性

		これまでの連携		$\chi^2$
		あった	なかつた	
今後の連携の必要性	ある	290 (72)	114 (28)	<0.01
	ない	6 (9)	62 (91)	

( ) 内は%を表す。

#### 4 総合支援資金の貸付部門とハローワークとの連携状況

##### (1) 貸付部門とハローワークとの日常的な連携の状況

日常的な連携の状況については、「相手の機関がどのような業務を行っているか、知っている」が6割弱と最多であり、次いで「担当者と個別に連絡を取り合っている」「お互いに顔見知りの関係である」が1割弱ずつであった。「担当者が集まり、情報を共有しあう場が定期的にある」という回答は1%にも満たなかった。また「その他」と回答したうちの多数が、「連携はない」とコメントしていた(図11-20)。

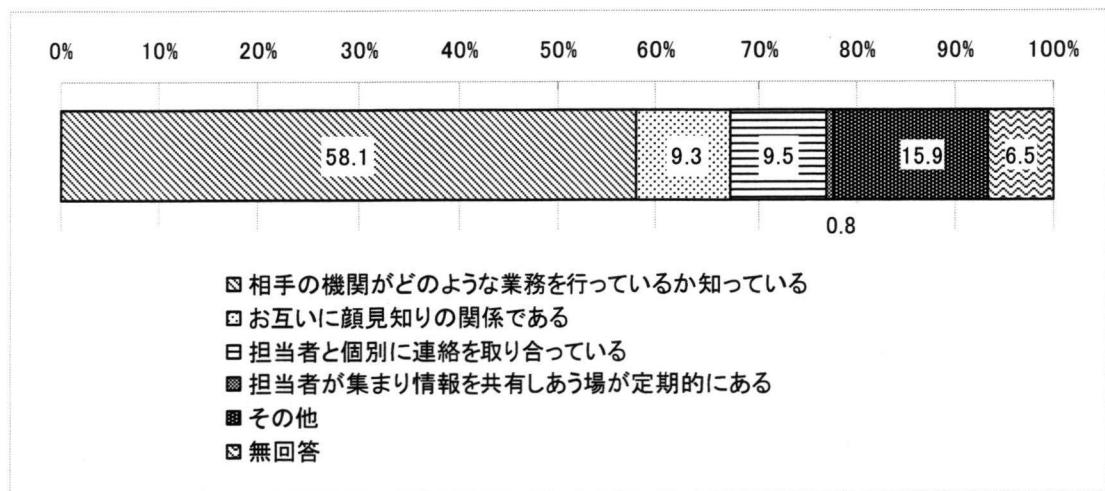


図 11-20 貸付部門とハローワークとの連携 (N=527)

##### (2) ハローワークの事業との役割分担の状況

ハローワークの事業（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付）との役割分担が実務上円滑にいっているかどうかについて尋ねたところ、回答は「ある程度できている」「あまりできていない」「できていない」に3分され、「よくできている」は2%しかなかった。「あまりできていない」「できていない」をあわせると6割を超え、役割分担が円滑に行われていないという回答が大勢を占めた(図11-21)。

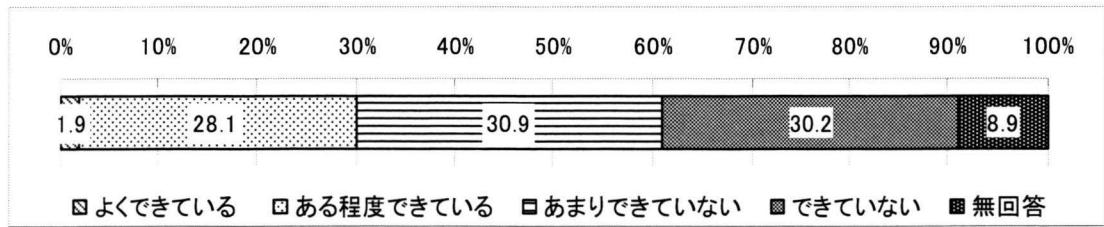


図 11-21 ハローワークの事業との役割分担の状況 [N=527]

### (3) ハローワークとの連携の充実に向けた取組の有無

ハローワークとの連携の充実に向けた具体的な取組について、「社協内部でのハローワークの業務に関する説明会ないし研修の実施」「社協の職員とハローワーク職員との合同による研修・勉強会等の実施」「『第2のセーフティネット』に関する共通の運用基準の作成(パンフレット、マニュアル等)」「相談者の生活課題把握のためのアセスメント様式について、ハローワークとの項目の共有」の4つの取組の実施の有無を尋ねたところ、いずれも「実施していない」という回答が9割前後を占め、「実施している」という回答はごく少数であった(図11-22～図11-25)。

なお、これら4項目以外に、「その他」として「ワンストップサービスデイの実施」をあげた社協が相当数あった。

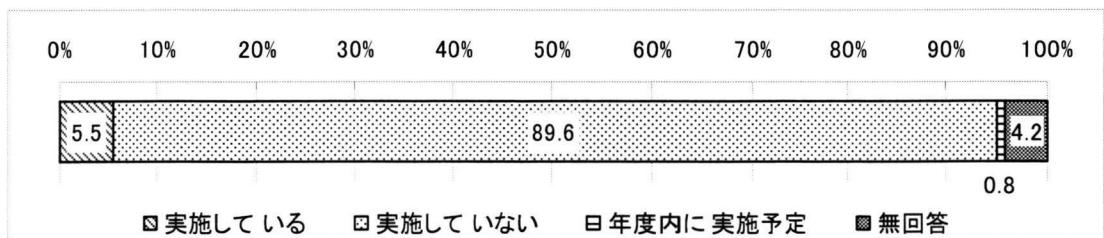


図 11-22 ハローワークの業務に関する説明会等の実施 [N=527]

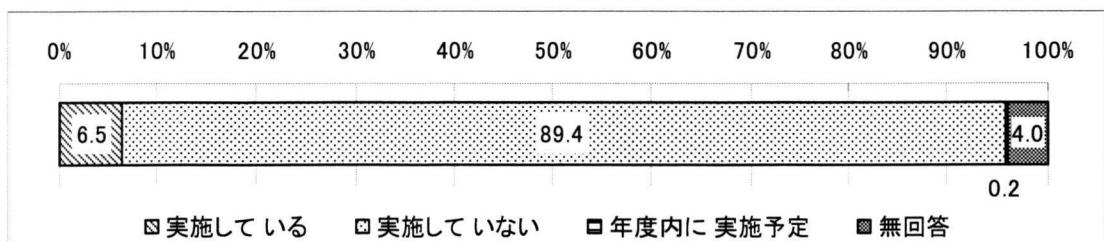
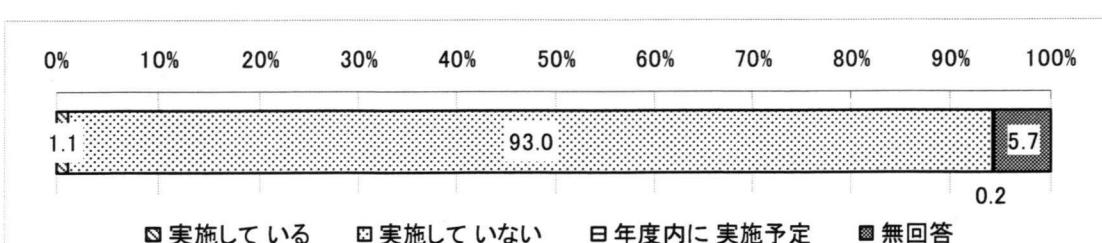
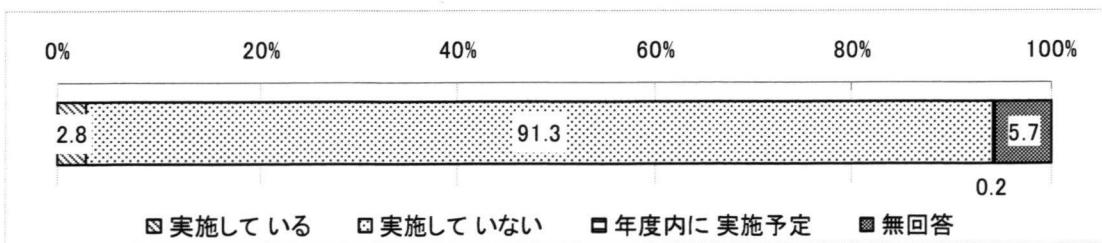


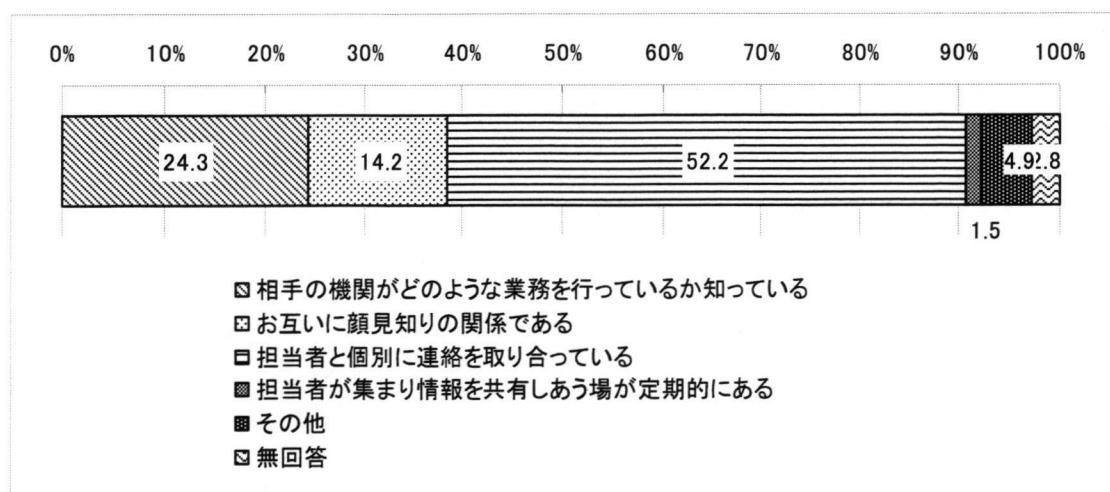
図 11-23 ハローワーク職員との合同研修・勉強会等の実施 [N=527]



## 5 総合支援資金の貸付部門と福祉事務所（生活保護担当）との連携状況

### （1）貸付部門と福祉事務所（生活保護担当）との日常的な連携の状況

日常的な連携の状況については、「担当者と個別に連絡を取り合っている」が5割強と最多であり、次いで「相手の機関がどのような業務を行っているか、知っている」が24%、「お互いに顔見知りの関係である」が14%であった。「担当者が集まり、情報を共有しあう場が定期的にある」という回答は1.5%しかなかった。「その他」の内訳は、「必要に応じて連絡を取っている」のほか、「連携はない」「事例がない」などであった（図11-26）。



## (2) 生活保護担当との役割分担の状況

生活保護担当との役割分担が実務上円滑にいっているかどうかについて尋ねたところ、「ある程度できている」が 56%と最多であり、「よくできている」の 13%とあわせると 7 割弱が役割分担ができると評価していた。「あまりできていない」は 20%、「できていない」は 6%であった（図 11-27）。

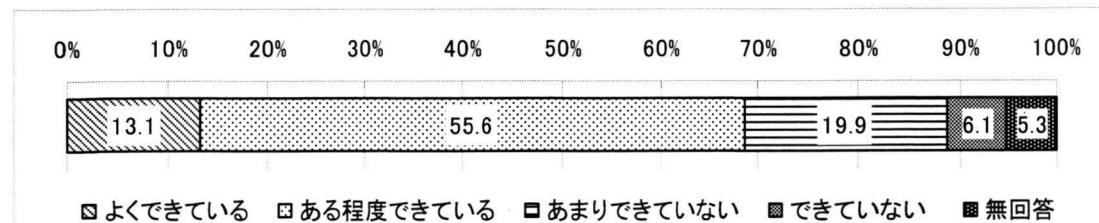


図 11-27 生活保護担当との役割分担の状況 [N=527]

## (3) 生活保護担当との連携の充実に向けた取組の有無

生活保護担当との連携の充実に向けた具体的な取組について、「社協内部での福祉事務所の生活保護業務に関する説明会ないし研修の実施」「社協の職員と福祉事務所の生活保護担当職員との合同による研修・勉強会等の実施」「『第 2 のセーフティネット』に関する共通の運用基準の作成（パンフレット、マニュアル等）」「相談者の生活課題把握のためのアセスメント様式について、福祉事務所との項目の共有」の 4 つの取組の実施の有無を尋ねたところ、いずれも「実施していない」という回答が 8 割強～9 割強を占めた。「実施している」という回答は各項目とも少数であったが、「社協の職員と福祉事務所の生活保護担当職員との合同による研修・勉強会等の実施」と「社協内部での福祉事務所の生活保護業務に関する説明会ないし研修の実施」は他の 2 項目に比べて実施している割合がやや高かった（図 11-28～図 11-31）。

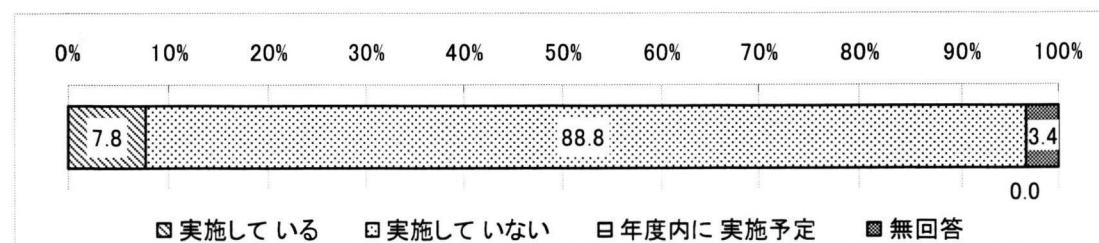


図 11-28 福祉事務所の生活保護業務に関する説明会等の実施 [N=527]

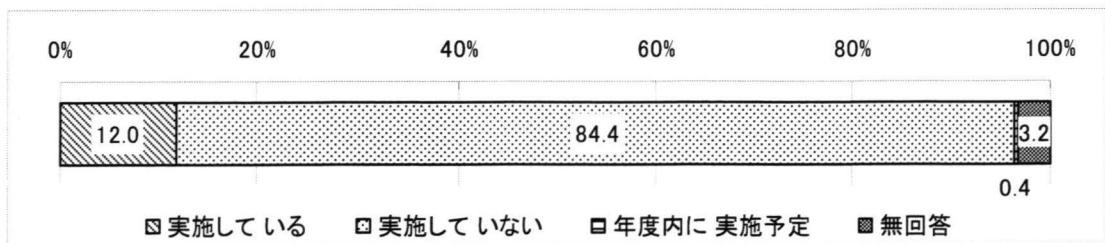


図 11-29 生活保護担当職員との合同研修・勉強会等の実施 [N=527]

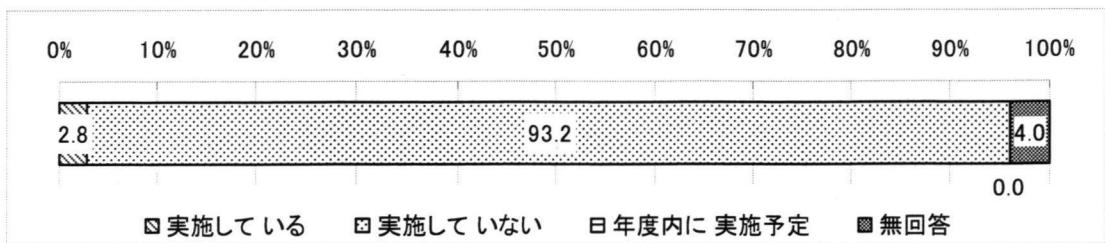


図 11-30 「第2のセーフティネット」に関する共通の運用基準の作成 [N=527]

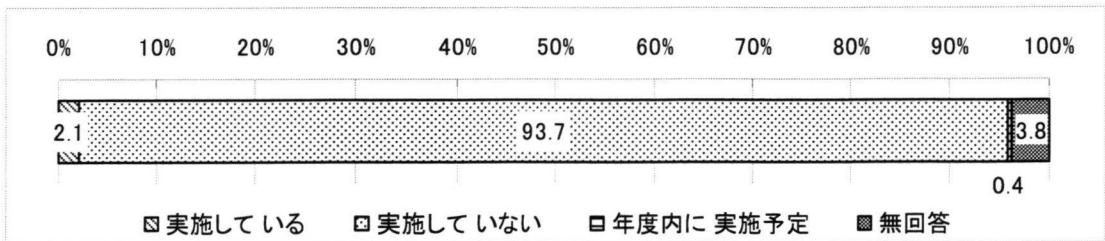


図 11-31 アセスメント様式の福祉事務所との項目の共有 [N=527]

## 6 総合支援資金の貸付部門とその他の社会資源との連携状況

### (1) 現在連携している社会資源

現在よく連携している社会資源（関係機関等）を選択肢より 5つ以内で回答を求めたところ、「民生・児童委員」が 93%と最多であり、次いで「地域包括支援センター」が 55%、「町内会・自治会」が 22%であった。以下、回答が 1割を超えた社会資源は、「保健所・保健センター」「社会福祉の施設」「医療機関」「法律事務所・弁護士会」であった（図 11-32）。

「その他」の内訳には「役場・市役所」が多いほか「県社協」「法テラス」などがあった。なお、選択した選択肢数の平均値は、市区が 2.6、町村が 3.0 であった。

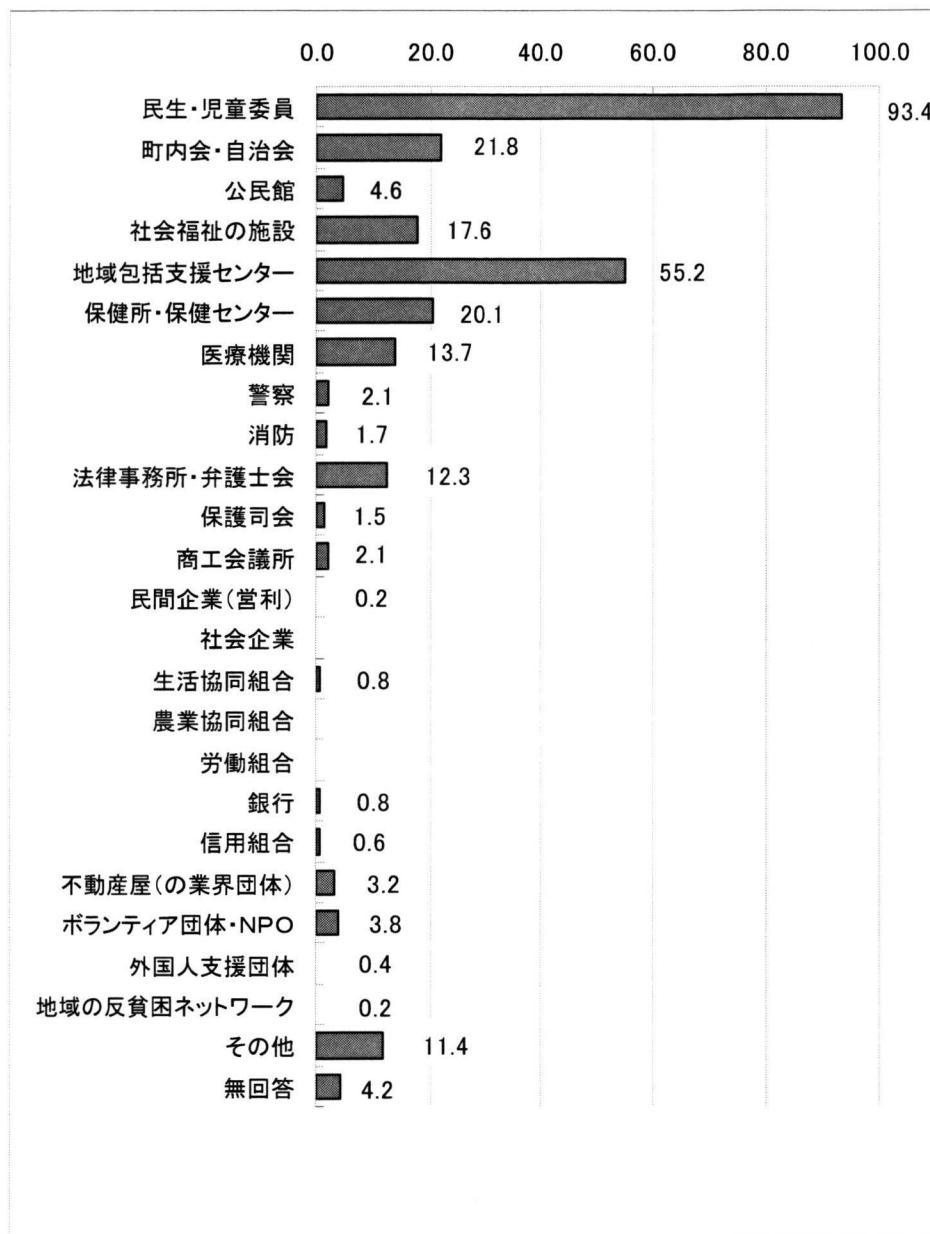


図 11-32 現在連携している社会資源 [N=527、複数回答]

## (2) これから連携が重要だと思う社会資源

これから連携が重要だと思う社会資源（関係機関等）を選択肢より5つ以内で回答を求めるところ、「法律事務所・弁護士会」が35%と最多であり、次いで「低所得・困窮者支援に関わる地域のボランティア団体やNPO」が22%、「町内会・自治会」が21%であった。以下、回答が1割を超えた社会資源は、「医療機関」「地域包括支援センター」「保健所・保健センター」「警察」「社会福祉の施設」であった（図11-33）。

なお、選択した選択肢数の平均値は、市区が2.8、町村が3.9であった。

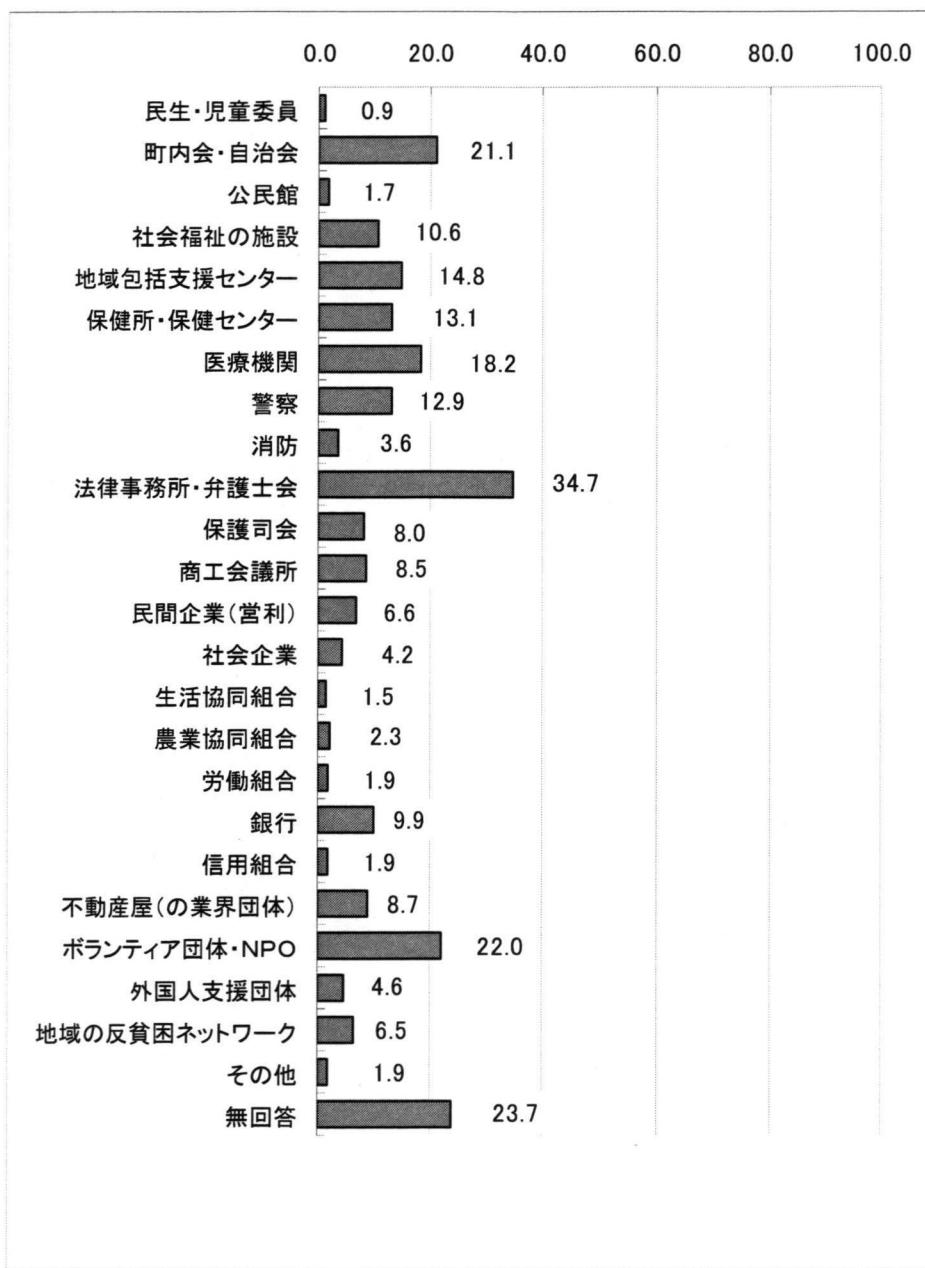


図 11-33 これから連携が重要だと思う社会資源 [N=527、複数回答]

### (3) 連携対象の社会資源

現在よく連携している社会資源およびこれから連携が重要だと思う社会資源をまとめると、「民生・児童委員」が94%と最多であり、次いで「地域包括支援センター」が70%、「法律事務所・弁護士会」が47%であった。以下、回答が1割を超えた社会資源は、「町内会・自治会」「保健所・保健センター」「医療機関」「社会福祉の施設」「低所得・困窮者支援に関わる地域のボランティア団体やNPO」「警察」「不動産屋（の業界団体）」「商工会議所」「銀行」であった（図11-34）。

なお、選択した選択肢数の平均値は、市区が4.7、町村が5.4であった。

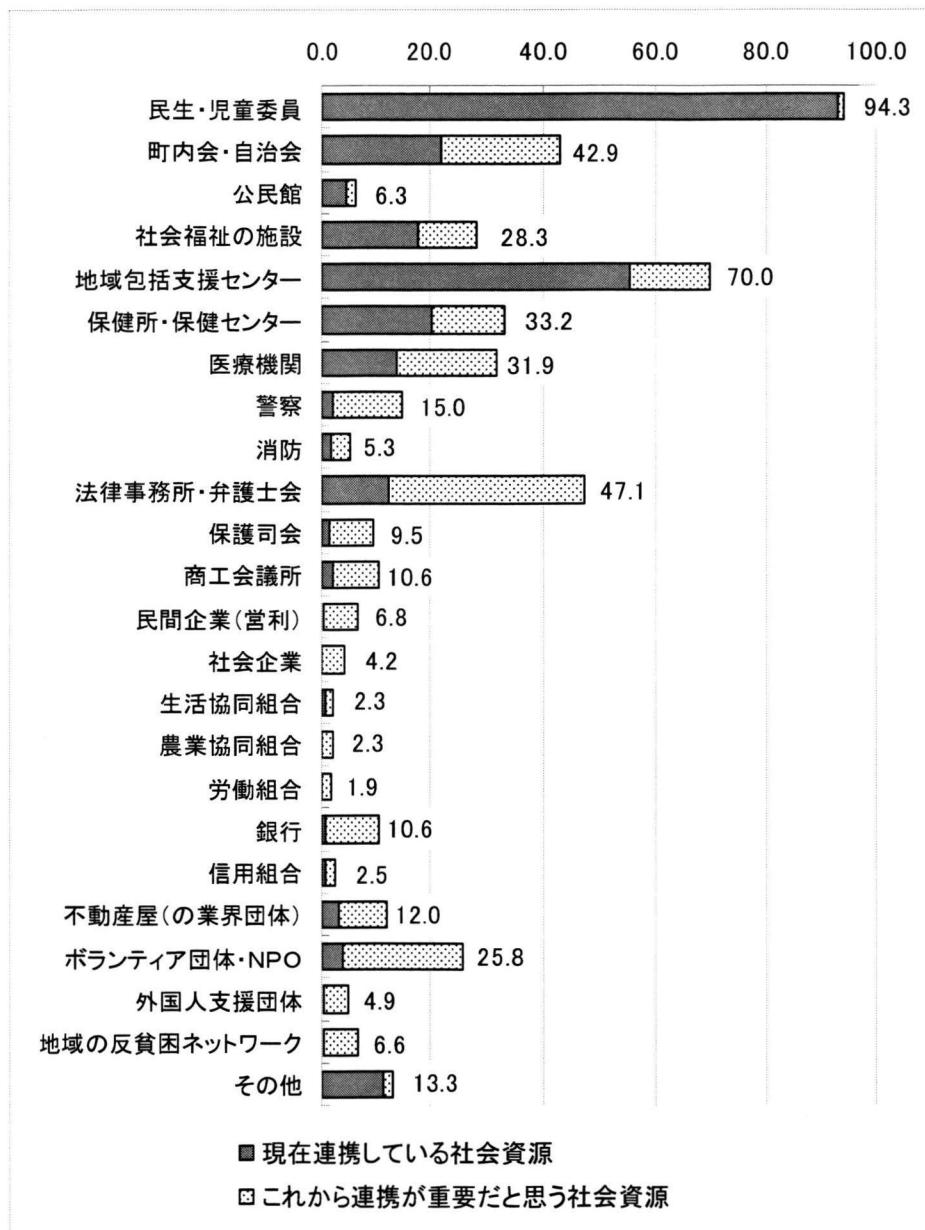


図11-34 連携対象の社会資源 [N=527、複数回答]